

平成26年度随意契約情報(使用料・賃借料)福祉部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	中央家庭	中央家庭	総務課	オムロンクレジットサービス株式会社	タクシー使用料	20140401	20150331	1,400,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(信用販売によるタクシー借上げ)が、特定の者(近畿圏のほとんどのタクシーを借上げ可能な信販業者)でなければ、実施することができないものであるため。
2	修徳学院	修徳学院	企画調査課	株式会社 JTB西日本 教育旅行大阪支店	スキー学習経費(バス借り上げ代、有料道路通行料、乗務員宿泊代)	20150125	20150127	1,116,060	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	競争入札によって得られる価格上の利益が入札に要する経費と比較して得失相償わないと認められるため
			福祉部(使用料・賃借料)		H26. 4月		1件	1,400,000 円		
					H27. 1月		1件	1,116,060 円		
					合 計		1件	1,400,000 円		